

# 確定申告にお越しのみなさまへ

## 大阪府泉北府税事務所

### 個人で事業を営む方へ

- ✦ 営業収入・不動産収入のある方は、個人事業税の課税対象になる場合があります。
- ✦ 個人事業税は、大阪府内に事務所、事業所を設けて、法律で定める70業種を営んでいる個人が納める地方税です。  
※詳しくは下記 府税事務所にお問合せください。

大工、物品販売、飲食店、  
不動産の貸付など

### 申告書や決算書へのご記入にあたってのお願い

職業(具体的に)  
例:建設業、運送業



©2014 大阪府もずやん

屋号・雅号  
※お持ちの方

電話番号  
※携帯電話など

事業所所在地  
※自宅と同じ場合は「同上」

#### Q. 大阪府にも申告が必要ですか？

A. 所得税の確定申告をされた方は、同時に、個人事業税の申告をしたとみなされるため、大阪府に申告書を提出する必要はありません。申告内容に基づき、課税対象者を決定します。

その際、確認事項等がある場合は、府税事務所から文書や電話等でお尋ねさせていただきます。

#### Q. 課税になる場合はどうなりますか？

A. 通常8月上旬に府税事務所から納税通知書を事業所所在地に送付します。同封している納付書で、コンビニ(税額が30万円以下の場合)や金融機関等で納付する他、口座振替やペイジー等もご利用いただけます。



<お問合せ先> 大阪府泉北府税事務所 個人事業税課

所在地: 堺市堺区中安井町3丁4番1号 TEL: 072-238-7221 (代表)

府税あらかると

検索

